

# おくたま

4月号



わさびー

2026.4 No.868 (令和 8年 4月 5日 発行)

●奥多摩町ホームページ <https://www.town.okutama.tokyo.jp/>



町の世帯と人口	
3月1日現在 (前月比)	
世帯数	2,443 (3減)
人口	4,350 (13減)
男	2,176 (6減)
女	2,174 (7減)

人口動態 (2月中)			
転入	12	転出	8
出生	2	死亡	19
その他	0	その他	0

発行 奥多摩町 〒198-0212 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215-6 代表電話 ☎0428-83-2111

## 第6期長期総合計画 「まちの将来像」の実現に向けて 師岡町長施政方針



令和8年第1回町議会定例会が2月27日から3月18日まで20日間の会期で開かれ、初日の2月27日に師岡町長が令和8年度施政方針を発表しましたので、その概要をお知らせします。

### 【就任7年目にあたって】

令和8年度は、町民皆様から再度負託を受け、2期目の町政を担うこととなつてから3年目を迎える年となります。この間、私が町長の重責を果たすことができ、またことは、町民皆様、議員皆様のご支援とご協力の賜物であり、この場をお借りいたしまして、心より感謝を申し上げます。

これまでの6年間を振り返りますと、1期目の4年間は、就任の前年に発生した令和元年台風第19号の災害復旧事業に加え、全世界に猛威を振るつた新型コロナウイルス感染症への対応を最優先に取り組みながら、新庁舎建設事業の骨格部分となる基本構想や基本計画などの協議を進めるとともに、「沿線まるごとホテル事業」を始めとする民間事業者等との連携、子どもや高齢者の集いの場づくりなどの新たな事業の実施に向けた協議及び準備を進めてまいりました。そして、コロナ禍も落ち着きを見せ始めた令和6年5月から2期目に入り、それらの事業をより具体的な形でさらに推進しながら、昨年度には、今後

10年間の町の方向性を示す第6期長期総合計画を策定いたしました。また、新庁舎建設事業は、昨年度に実施設計を完了し、いよいよ建設工事に入る一歩手前まで進んでおります。民間事業者との連携では、Sato Logue(さとろーぐ)やバテレ新工場のオープン、子育て支援では放課後こども教室の開始、高齢者の集いの場づくりでは「長寿ふれあい食堂」や「来るつく」の開所など、町長就任以降、議員皆様を始め地域住民皆様のご理解、ご協力を得ながら、着実に前に進めてまいりました事業が、2期目も後半に入ろうとする今、確実に具現化してきていることを実感しております。

また、昨年5月に東京都町村会の会長に就任して以降、東京都を始め様々な方にお会いする機会に恵まれるようになり、町

《次ページへ続く》

の施策の実現に向けて、関係各所への働きかけの場や対話の機会がさらに充実してきております。今後、新たな長期総合計画に示す町の将来像を実現するため、私が先頭に立ち、町民皆様の考えや思いを斟酌しながら、これまで進めてきた諸事業を、さらに強力で推進してまいりる所存であります。

次に、昨年8月、長畑地内で発生した建物火災は、住宅4棟が全焼し、住民1名の方がお亡くなりになるという大変痛ましい災害となりました。亡くなられた方に対し、心から哀悼の意を表するとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。また、全国を見ますと、昨年2月に岩手県大船渡市で、本年1月には山梨県上野原市で、大規模かつ長期にわたる山林火災が発生しており、改めて日頃の防火の重要性を認識した年でも

ございました。

私が幼少の頃、地域住民が「火の用心」と言って町内を練り歩き、住民が皆で地域の防火を担うといった光景が見られました。現在は、地域住民の高齢化に伴い、消防署や消防団にその任を委ねざるを得ない状況です。8月の長畑の火災現場においても、消防団の皆さんが日頃の訓練の成果を発揮し、火災現場において迅速かつ的確な消火活動を実施していただいたおかげで、山林への延焼を食い止めることができました。しかし、昨今の人口減少や地域活動に対する考え方の変化などにより、消防団員は全国的に減少の一途を辿っており、奥多摩町も例外ではありません。町の防火・防災に必要な消防団員をどのように確保していくか、非常に大きな課題と認識しております。今後、消防団員の確保に向け、既存の考え方に捉われず、

時代の変化に合わせた消防団組織のあり方や活動内容の見直しについて、検討を進めてまいります。

火災をはじめ、大地震や台風、土砂災害、大雪などの様々な災害に対し、十分に備え、住民皆様の安心・安全を守ることは、町の責務のうちでも最も重要なものの一つであります。昨年度に地域防災計画の改定を、今年度にはハザードマップの更新を実施いたしました。今後も地域の皆様と連携・協力しながら、より一層の防災、減災対策の推進に努めてまいります。

また、今年度は、熊による被害が全国的に話題となりました。町では、以前から猟友会と連携・協力し、東京都の委託事業であるツキノワグマ緊急対策事業を実施してきたほか、「獣害報告LINE（ライン）アプリ」の導入など新たな対策も行っており、

昨年8月、大丹波地内にて溪流釣りをされていた方が子熊に襲われ負傷するという被害が発生するとともに、東北地方を中心に全国で熊による人身被害の報道が相次ぎ、昨年秋季以降、特に紅葉シーズンの町の観光に重大な影響が出ております。

来年度以降、町として、現状の熊対策を継続して実施していくとともに、最前線で熊と対峙する猟友会の方々へのより一層の支援について、また、今回のような風評による観光等への影響を最小限に食い止めるべく、報道機関等への対応のあり方についても、検討してまいりたいと考えております。

さて、今年度は、昭和30年に古里村、氷川町、小内村の三か町村が合併し、奥多摩町が誕生して70年という記念すべき節目の年でした。町では、納涼花火大会やふれあいまつりなどの各種既存事業を、町制施行

70周年の冠事業として実施したほか、観光大使の任命、JR東日本八王子支社と連携した70周年記念臨時列車ツアー、多摩大学による特別講座など、町民皆様が参加でき、思い出となる様々な記念事業を実施いたしました。各事業には、町内外から例年以上に多くの方々にご参加いただき、記念すべき70周年を町全体で祝うことができたと感じております。

町制施行70周年にあたり、記念事業の実施にご協力いただいた皆様、ご参加いただいた皆様、そして何より、奥多摩町が誕生して以来70年の長きにわたり、町を支えていただいたすべ

ての方へ、この場をお借りして、改めて、心よりの感謝を申し上げますとともに、先輩方が作り上げてきたこの町を、さらに豊かで住みよい町にするべく、町長として、決意を新たにしたいところでございます。

70周年の冠事業として実施したほか、観光大使の任命、JR東日本八王子支社と連携した70周年記念臨時列車ツアー、多摩大学による特別講座など、町民皆様が参加でき、思い出となる様々な記念事業を実施いたしました。各事業には、町内外から例年以上に多くの方々にご参加いただき、記念すべき70周年を町全体で祝うことができたと感じております。

町制施行70周年にあたり、記念事業の実施にご協力いただいた皆様、ご参加いただいた皆様、そして何より、奥多摩町が誕生して以来70年の長きにわたり、町を支えていただいたすべ

## 《令和8年度の主な事業について》

令和8年度予算案の中で、特に重点としている施策や新規事業につきまして、ご説明申し上げます。

### 〔総務費〕

庁舎建設整備事業において、建設工事の着工並びに多摩産材及び町産材を活用した造作家具類等の購入を予定しております。本事業につきましては、昨今の人件費や建設資材費の高騰により当初の計画を大きく上回る費用を要する見込みとなっておりますが、住民皆様が将来にわたり安心して生活いただくため、災害に強く、安全で機能的な役場庁舎の建設に向け、今後も着実かつ効率的に事業を推進してまいります。

### 〔民生費〕

これまで子育て施策の柱として、15項目の助成を実施してまいりました「子ども・子育て支援推進事業」を大幅に見直し、新たに「こども応援事業」として実施いたします。この事業は、「奥多摩町こども計画」の基本理念となる“「夢を見る」すべてのこどもたちが「夢を語り」「実現できる」町 奥多摩を目指して”を実現するため、『こどものための支援』『こどもへの投資』と位置づけ、主に町内の小・中学校に通う子どもの教育に係る費用を町が直接負担し、子どもの未来を応援する事業として実施するもので、これまでは保護者への助成が主となっていたものを、今後は保護者の子育てに係る支出を抑える子どもへの支援を主として拡充し、現行の事業における保護者から町への申請手続きのフローも見直すことにより、保護者負担の軽減を図るものでございます。

また、放課後の子どもの居場所づくりとして、放課後こども教室事業を引き続き実施するほか、地域交流拠点整備助成事業として、東京都の子供・長寿・居場所区市町村包括補助金を活用し、古里駅前古民家を改修した地域交流拠点施設「kori-mogu(こりモグ)」の2期目の整備事業に係る補助事業を実施いたします。

高齢者施策では、高齢者の交流の場として整備しております「長寿ふれあい食堂」や認知症予防のための集いの場「来るっく〜」のさらなる充実を図るとともに、新たな認知症対策として、認知症の早期発見、早期対応のための認知症検診事業を実施いたします。

障害者施策においては、奥多摩町障害者計画、第8期障害福祉計画、第4期障害児福祉計画の策定を実施し、今後3年間の障害者施策の方向性を定めてまいります。

民生分野においては、地域保健福祉計画の基本理念「一人ひとりがささえあい みんなでつくるまち 奥多摩」を実現し、子どもだけでなく、高齢者も障害をお持ちの方も、すべての住民の方が、明るく健康に暮らしていただけるよう、放課後こども教室、「kori-mogu(こりモグ)」、長寿ふれあい食堂、「来るっく〜」、筋トレ施設「につ古里」などの集いの場、交流の場を整備してまいりました。今後は、これら施設を活用して生まれる集いや交流が、これまで世代ごと、地域ごとという「点」から、それらの垣根を超えた「面」となるよう、さらに施策を充実させてまいります。

《次ページへ続く》

## 〔衛生費〕

町民皆様が、生涯にわたり、地域の中で元気で健康な生活を送っていただけるよう、各種検診事業、保健推進活動事業、定期予防接種事業、食育推進事業、元気アップおくたま事業などの疾病予防や生活習慣改善に繋がる事業を実施するほか、健康維持のための口腔ケア実施体制を推進していくとともに、地域医療体制及び医療保険制度の適切な事業運営が図られるよう、着実に努めてまいります。

## 〔農林水産業費〕

有害鳥獣対策において、ツキノワグマ緊急対策事業やシカ・イノシシ等の捕獲、「獣害報告 LINE(ライン) アプリ」の活用や簡易電気柵購入費補助などの事業を引き続き実施してまいります。

また、大型捕獲檻によるサルの大規模捕獲につきまして、今年度、小河内地域・川野地内で実施し、この3月には氷川地域・登計地内で予定しているところでございますが、来年度は新たに檻1基を追加購入し、他の地域でも大規模捕獲を実施できる体制を確保したいと考えております。

獣害対策においては、最前線で活動される猟友会の高齢化や会員の確保が大きな課題となっております。現在、猟友会に加入する意志のある方が狩猟免許等を新規取得する際にかかる費用の一部を補助しておりますが、来年度は、これに加えて免許更新時にかかる費用も補助の対象といたします。今後も猟友会の皆様と密に連携しながら、住民皆様が安心して生活できるよう、引き続き獣害対策を実施してまいります。

## 〔商工費〕

株式会社さとゆめ、株式会社エイチ・アイ・エス、沿線まると株式会社の3社と昨年6月に締結した「新しい目的地づくりに関する包括連携協定」による連携の一環として株式会社エイチ・アイ・エスからの企業派遣型地域活性化起業人の受け入れを継続いたします。昨年11月に着任された地域活性化起業人につきましては、現在、観光産業課職員や観光協会を始め町内関係機関の皆様と積極的にコミュニケーションを図るとともに、民間の視点から、町の既存事業に対し改善点などの提案をいただいております。今後とも、観光振興分野における各種事業の推進に向けて官民連携の中心的な役割を担っていただきたいと考えております。

また、地域活性化起業人や連携協定を締結した3社とも協力、連携し、第6期長期総合計画に謳う将来像の一つである「挑戦できるおくたま」やコンセプト「活性化」を実現するため、観光施策及び農業、林業、水産業等も含めた町の産業振興施策の今後の方向性を定める「観光産業振興計画」を新たに策定いたします。



▲観光大使 寺島 進 氏

《次ページへ続く》

## 〔土 木 費〕

2か年の継続事業として、丹三郎水神前地内分譲地造成工事を引き続き実施するとともに、新規事業として、地域住民と移住希望者の交流拠点、住宅や仕事探しの際の滞在拠点として一時的に居住する住宅となる「移住体験住宅」の建設事業を実施いたします。

現在、都内自治体の移住・定住対策への東京都による支援が大きく拡充されており、この移住体験住宅建設事業を始め、空き家対策事業などにも東京都補助金の活用を見込んでおります。

今後も東京都と連携して、移住事例や地域で活躍する移住者・関係人口と地域住民が連携した取り組みなどを広く発信するとともに、空家の利活用を積極的に展開し、町への移住、定住施策を図ってまいります。

## 〔消 防 費〕

第4分団栃久保詰所建設工のほか、防火衣や消防用ホースの購入など、消防団活動に必要な資機材の充実を図ってまいります。

また、自然災害等への備えといたしまして、引き続き、警察、消防及び東京都等の関係機関と連携を図りながら、危機管理体制の強化に努めてまいります。

## 〔教 育 費〕

他地域や海外の人材と積極的に交流できる機会を提供するため、友好交流を締結した神津島村での洋上セミナーのほか、海外との交流として、オーストラリアへの海外派遣事業など、引き続き、実施してまいります。

また、各学校における施設や設備については、小中学校補修工事や氷川小学校体育館鉄骨塗装工事など、児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう教育環境を整備いたします。

教育分野においては、小中学校や地域団体の皆様とも協力しながら、民生分野における子育て支援と横断的に連携し、両輪で子どもたちの成長を支えていけるよう、各施策の一層の充実に取り組んでまいります。

次に令和8年度の組織に関する事項ですが、限られた職員数の中で多様な行政需要に対応できるよう、各課の業務を最適化するため、役場組織の見直しを行っております。

まず、自治会関連業務と防災業務を一体的に推進し、地域と更に連携して住民の安全・安心を実現することを目的として、新たに「地域防災課」を設置いたします。この課では、自治会関連業務と防災・消防関連業務のほか、生活館関連業務、集落支援員関連業務も所管することとし、自治会や消防団などの地域組織の皆様とともに、持続可能で活力ある地域づくりを推進してまいります。

次に、観光産業課及び環境整備課において、より円滑な事務執行体制を確保するため、観光産業課自然公園施設担当課長及び環境整備課環境担当主幹を廃止し、新たに「自然公園施設課」及び「環境課」を設置いたします。自然公園施設課では都民の森及び山のふるさと村の管理運営業務を所管し、環境課では環境衛生関連業務及び下水道関連業務を所管いたします。なお、環境課の新設に伴い、課名の類似による混乱を避けるため、環境整備課を「建設課」に改称いたします。

## 令和8年度 当初予算が3月の定例町議会で可決されました

令和8年度は、第6期長期総合計画の2年目となります。庁舎建設や分譲地整備など大型建設費の支出が見込まれる中、物価上昇などの影響により、町を取り巻く環境は厳しい状況にあります。住民福祉の増進と少子化対策・若者定住化施策を推進し、住民等との協創によるまちづくりを目指すため、事務事業の必要性・有益性・費用対効果を含めた事後検証、必要な見直し・再構築を図るなど、創意工夫により経費縮減、行政サービスの向上に努め、持続可能な行財政運営を目指し予算編成を行いました。なお、奥多摩町の予算は、一般会計と5つの特別会計並びに企業会計(下水道及び病院)の全8会計からなっています。

### 《令和8年度会計別予算額(前年度との比較)》

(単位:千円、%)

区 分		令和8年度	令和7年度	増減額	増減率		
一 般 会 計		8,400,000	7,130,000	1,270,000	17.8		
特別会計	都民の森管理運営事業	83,000	84,000	△ 1,000	△ 1.2		
	山のふるさと村管理運営事業	174,000	171,000	3,000	1.8		
	国民健康保険	714,000	733,000	△ 19,000	△ 2.6		
	後期高齢者医療	248,000	243,000	5,000	2.1		
	介護保険	892,000	863,000	29,000	3.4		
	小 計	2,111,000	2,094,000	17,000	0.8		
公営企業会計	下水道事業会計	収益的予算	歳入	796,221	642,371	153,850	24.0
			歳出	610,312	590,094	20,218	3.4
		資本的予算	歳入	154,950	144,090	10,860	7.5
			歳出	480,527	336,358	144,169	42.9
	小 計(歳出)		1,090,839	926,452	164,387	17.7	
	病院事業会計	収益的予算	歳入	640,000	603,500	36,500	6.0
			歳出	640,000	603,500	36,500	6.0
		資本的予算	歳入	16,000	5,000	11,000	220.0
			歳出	23,170	18,121	5,049	27.9
	小 計(歳出)		663,170	621,621	41,549	6.7	
小 計(歳出)		1,754,009	1,548,073	205,936	13.3		
合 計		12,265,009	10,772,073	1,492,936	13.9		

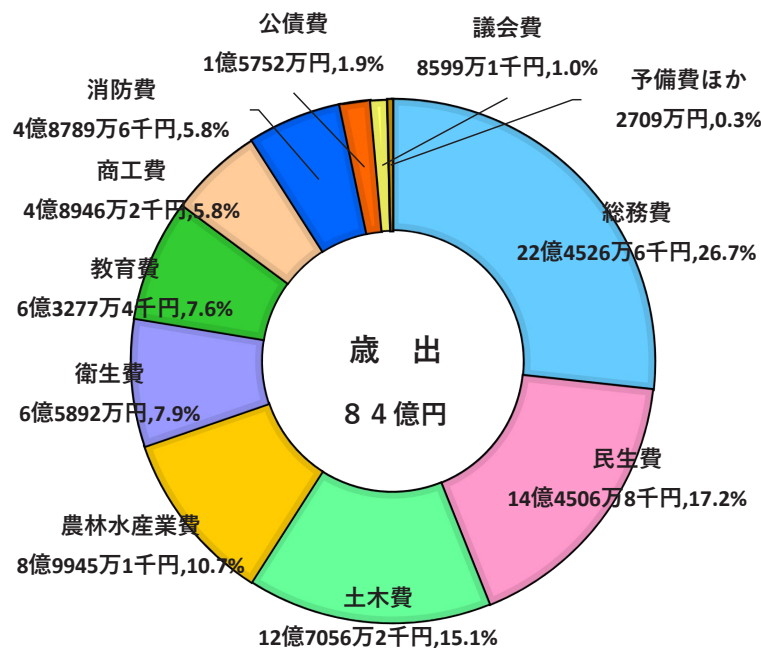
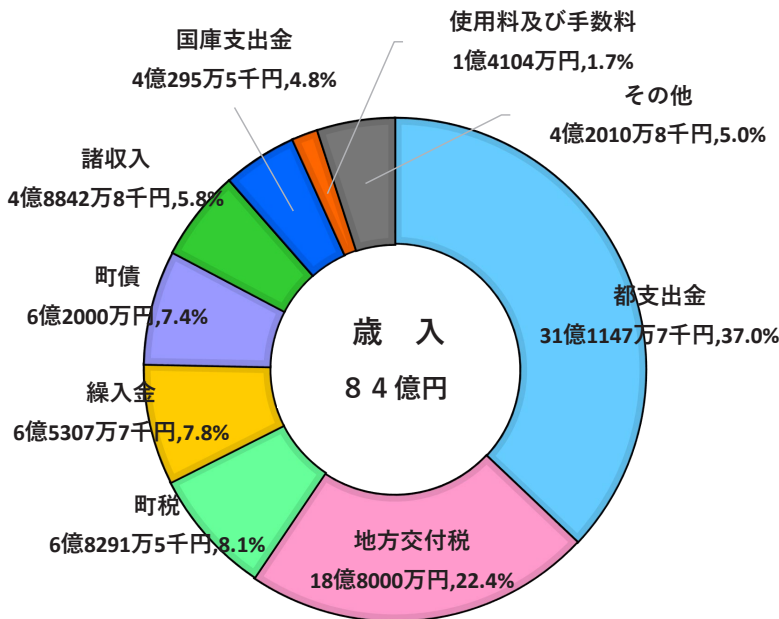
### 《予算の概要》

令和8年度の一般会計の予算規模は、庁舎建設整備事業の増などにより、前年度比で12億7,000万円、率にして17.8%増となる84億円で過去最大となりました。特別会計では、国民健康保険会計が被保険者数の減少などにより1,900万円の減、下水道会計は、分譲地造成に伴う下水道管渠整備費の皆増などにより、資本的支出が1億4,417万円の増、病院事業会計では、ナースコール更新費の皆増などにより資本的支出が505万円の増となりました。なお、町ホームページには、さらに詳しい内容の「当初予算の概要」を掲載していますので、ご覧ください。 《次ページへ続く》

# 主な事業

- 庁舎建設整備事業 12億7030万円
- 介護・障害福祉サービス事業所物価高騰等対応支援給付金事業 1712万円
- 地域交流拠点整備助成事業 2872万7千円
- こども応援事業 (小中学校入学支援、高校生等応援支援金、給食食材費支援など) 4436万2千円
- 放課後居場所づくり事業 5502万6千円
- ごみ処理事業 1億7919万6千円
- 農作物有害鳥獣対策事業 4709万3千円
- 林道開設事業(西川線) 5912万6千円
- 内水面漁業環境活用施設整備事業(養魚池施設改修工事など) 1807万1千円

## 《一般会計歳入歳出予算額及び構成比》



- 物価高騰対応地域応援券事業 7425万円
- 観光施設整備事業 (川井キャンプ場トイレ改修工事など) 5100万円
- 道路新設改良事業 (白丸の内西線、川井神塚東線など) 2億3510万3千円
- 若者定住推進事業 (移住・定住応援補助金、空家等活用促進事業交付金、丹三郎水神前地内分譲地造成工事、移住体験住宅建築工事など) 3億5532万1千円
- 町単独消防施設整備事業 (第4分団栃久保詰所建設工事など) 1億3305万8千円



▲川井(松葉) 地内分譲地

《次ページへ続く》

師岡町長施政方針  
主な事業について

## おわりに

庁舎建設整備事業では、昨年度末に実施設計を完了した後、建設工事の入札、発注に向け、設計に引き続き発注業務の支援委託事業者となった「シエルター・大建設」設計共「同企業体」とともに準備を進めてまいりましたが、近年の人件費や建設資材費の急激な高騰により、当初の計画を大きく上回る費用を要する見込みとなっております。

この事業費に充てる財源につきましても、主に、平成27年度から継続して積み立ててまいりました庁舎建設基金のほか、多摩産材利用に係る補助金や森林環境譲与税などを有効に活用するとともに、東京都町村総合交付金及び東京都振興基金など、東京都のご支援をいただけるよう、私がいち先頭に立ち、東京都をはじめ関係各所へお願いをしてまいりる所存でございます。

今回、庁舎建設整備事業を実施するにあたり、多額の町債を発行し、借り入れを行う必要が生じてまいりますが、私はこれを負債とは思わず、町の未来への投資と考えております。事業が完了した後には、しっかりと返済計画を立て、償還してまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

結びに、今年度からスタートいたしました第6期長期総合計画は、来年度2年目を迎えます。この計画は、私が町長として初めて策定した長期総合計画であります。住民の方や職員と協力して計画を創り上げていく作業は、

非常にやりがいのあるものでございました。まさに、この計画のテーマである「住民等との協創」が実現したものであったと感じております。この計画に示すまの将来像、「自然のなかでわたしがくらしつながら挑戦できるおくたま」の実現に向けて、町民皆様との協働及び議員皆様との議論を踏まえ、これまでの経験と人脈を最大限に活用し、全力で取り組んでまいります。



▲新庁舎エントランスイメージ

## <予防接種のお知らせ>

4月に予診票をお送りしますので、忘れずに接種を受けてください。予診票受取後に転出した場合はその日から使用できません。転出先の自治体へ問い合わせてください。

### 麻しん・風しん予防接種について

～小学校入学前のおこさん(令和9年4月に1年生)  
の保護者のみなさんへ～

はしか(麻しん)は感染力が大変強い感染症です。感染を予防するには、ワクチン接種が有効とされています。

令和8年度に上記対象の方は、公費負担での接種期間は令和9年3月31日までとなります。

\*対象者のみなさんにご案内通知と予診票をお送りしました。この機会に接種をご検討ください。  
※問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777

### 二種混合ワクチンの接種について

～小学校6年生のお子さんの  
保護者のみなさんへ～

二種混合(ジフテリア・破傷風)の予防接種を実施しています。

令和8年度に上記対象の方は、公費負担での接種期間は令和9年3月31日までとなります。

## 新庁舎建設工事が始まります

現在の役場庁舎が建設から60年経過し、老朽化と耐震基準に大きな課題を抱える中、大規模災害発生時に住民皆様の安全・安心を確保する防災拠点となる役場庁舎をより安全で機能的な施設とするため、令和4年に「庁舎建設委員会」を立ち上げ本格的に検討を開始して以降、町民皆様や関係各所の方々の多大なるご理解、ご協力をいただきながら進めてまいりました庁舎建設整備事業は、この3月5日に行われた新庁舎建設工事の入札にて施工予定業者が決定し、3月18日の町議会定例会において建設工事請負契約の締結に係る承認をいただいたことにより、この4月からいよいよ建設工事を開始いたします。

この庁舎建設整備事業にかかる費用につきましては、庁舎建設委員会での議論を経て令和5年3月に策定いたしました基本計画では、概算で建設整備費として約22億円、用地費、備品費などを含めた総事業費を約30億円としておりましたが、その後、全国的な物価高騰などの影響を受け、令和6年度末に実施設計の結果として算出した工事費の見込み額は約33億円となり、基本計画における概算工事費を大きく上回るものとなりました。

実施設計完了後は、建設工事の入札、発注に向け準備を進めてまいりましたが、昨年8月に実施した入札は不調となりました。この入札の不調は、全国的な建設資材費と労務単価(人件費)の急速な高騰により、コンクリート・型枠・鉄筋など主要な工種において、公共単価と実勢価格に大きな乖離が生じたことが主な要因でした。そこで、令和9年8月としていた竣工時期を令和10年2月に変更し、実勢価格を反映した単価補正など工事費の見直しを行った上で、昨年11月の議会全員協議会及び第3回町議会臨時会において議員皆様にご説明の上事業費(予算)増額のご理解をいただき、この3月5日に再入札を実施した結果、建設工事の落札価格約39億円で施工予定業者が決定したところでございます。令和4年度からこれまでにかけた費用(用地費、設計委託費など)に今後の建設工事費や備品費などの現時点での見込額を加えた総事業費は約50億円となっております。

この事業費に充てる財源としては、平成27年度から継続して積み立ててまいりました庁舎建設基金と東京都振興基金からの借入金を主に活用する予定でございますが、その他にも市町村総合交付金をはじめ東京都のご支援をいただけるよう、私が先頭に立ち、お願いをしてまいります。また、大きな額の借入れを行うこととなりますが、一方で過去の下水道整備事業に要した借入金の返済額は逡減しており、引き続き住民サービスへの影響が出ないよう、堅実な返済計画を立て、償還してまいります。

庁舎建設委員会における議論の結果として庁舎建設基本構想の中で示された基本方針「みんなでつくり、次世代につながる庁舎」の建設に向け、私は今後もこの事業を、町長として、コストの管理も含め着実に推進してまいりますので、引き続き、町民皆様のご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

奥多摩町長 師岡伸公

《次ページへ続く》

### 【新庁舎建設工事請負契約の内容】

〔入札日〕 令和8年3月5日

〔契約日〕 令和8年3月19日

〔工事場所〕 奥多摩町氷川200番地14他

〔工期〕 令和8年3月23日から令和10年2月15日まで

〔契約金額〕 3,908,300,000円(税込)

〔契約の相手方〕 佐久間建設・奥多摩建設工業 特定建設工事共同企業体

〔工事内容〕 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事(取付道路・駐車場他)など 一式

\* 工事期間中はご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、本工事の進捗状況などにつきましては、町ホームページや広報などで随時お知らせいたします。

### 《新庁舎建設に関する住民説明会を開催します》

新庁舎建設に関する事業費増額の背景や財源対策、今後の工事スケジュールなどを住民みなさんにお知らせするため、以下のとおり住民説明会を開催します。

〔開催日〕 4月28日(火) 第1部 福社会館 午後3時から

第2部 文化会館 午後7時から

\* 第1部と第2部でご説明する内容は同様となります。

\* 事前申込は不要です。当日、直接会場へお越しください。


※問い合わせは、企画財政課 ☎83-2360

## 令和8年度 まちづくり推進事業支援金 事業募集

まちづくり推進事業支援金は、住民や町に関わるみなさんが主体的に企画し実施される「まち(地域)、ひと(人材)の魅力を生かし、地域コミュニティの活性化に資する事業」に対し町から交付する支援金です。

対象事業	まち(地域)、ひと(人材)の魅力を生かし、地域コミュニティの活性化に資する事業
対象者	町民、町内で活動する団体
支援金額	(限度額) 20万円 (助成率) 100% ※事業実施に伴い収入がある場合は、補助対象経費から差し引いて算出してください。
募集期間	4月6日(月)～5月15日(金) 午後5時
審査方法	奥多摩町まちづくり委員会による書類審査

応募要件および応募方法などの詳細については、町ホームページ、企画財政課、保健福祉センター、子ども家庭支援センター、文化会館にある「申請の手引き」をご確認ください。

※問い合わせは、企画財政課 ☎83-2360 町ホームページ 



《役場職員の異動》 4月1日付 \*係長職以上

○課長職  
 地域防災課長 奥多摩病院課長補佐兼 建設課土木建築係長  
 〔課名変更等〕 大館新吾  
 〔昇格〕 徳王龍介  
 建設課庁舎建設調整係長  
 〔昇格〕 杉田直人

住民課長 徳王龍介  
 総務課文書法制係長 土田規子  
 〔課名変更〕 杉田直人  
 建設課用地対策係長  
 〔課名変更〕 岡部直樹

自然公園施設課長兼山の  
 ふるさと村係長 地域防災課地域安全係長 山田将寛  
 環境課環境係長 木村智史

建設課長 新島和貴  
 環境課下水道業務係長 環境課教育係長 緒方星超  
 〔課名変更〕 小峰洋泰

環境課長 坂村孝成  
 住民課総合窓口係長 杉山裕司

〔昇格〕 小峰卓也  
 子育て定住推進課子育て  
 推進係長 〔昇格〕 竹淵沙織

○課長補佐職  
 企画財政課課長補佐兼財  
 政係長 岡部優一  
 福祉保健課福祉係長 須田真由美  
 〔昇格〕 須田真由美  
 今村亮昭 (総合診療科)  
 ○退任 3月31日付  
 桑原直孝 (総合診療科)

総務課課長補佐兼庶務係長 原島賢一  
 〔昇格〕 齋藤秀美  
 観光産業課森林再生事業  
 担当係長 〔昇格〕 齋藤秀美

建設課課長補佐兼庁舎建  
 設兼技術担当係長 原島 保  
 自然公園施設課都民の森  
 係長 〔課名変更〕 神山正明

〔課名変更等〕 角田康一郎  
 議会事務局課長補佐兼議  
 会係長 建設課管理係長  
 〔課名変更〕 清水弥真人

〔昇格〕 小峰典子

総務課・子育て定住推進課  
からのお知らせ



町営若者住宅の入居者募集

この住宅は、「将来ご自分の住宅を取得し、町に永住していただくための第一歩になれば」と低額な家賃設定とした賃貸住宅です。

募集物件の詳細は、2次元コードからご確認ください。



【申込資格】

- ①町内に住所または一定の勤務場所がある方、もしくは住宅使用により奥多摩町に住所を確実に登録できる方。
- ②世帯主の年齢が40歳以下の夫婦または50歳以下の方で子ども(中学生以下)がいる世帯であること。
- ③入居期間は原則として世帯主の年齢が30歳以下の場合は12年以内、40歳以下の場合は10年以内、50歳以下の場合は7年以内となります。

【申込受付期間】 4月6日(月) から4月30日(木) まで

【入居予定日】 6月上旬以降

\*内覧をご希望される方は事前予約が必要になります。

【注意点】 申込者が定員を超えた場合は、町選考基準により決定します。

※申し込み、問い合わせは、子育て定住推進課 若者定住推進係 ☎ 83-2310

## きこりん からのお知らせ

### 《令和8年度から「こども応援事業」が始まります》

町では、これまで実施してきた「子ども・子育て支援推進事業」を見直し、令和8年度から新たに「こども応援事業」を開始します。

この事業は、これまでの保護者の経済的負担軽減のための助成から、こどもに直接届く支援へと転換し、こどもたちの学びや成長を応援するものです。

特に、小中学校の副教材費や移動教室、修学旅行の費用などの教育にかかる費用を町が負担する支援や、高校生世代の挑戦や活動を応援する支援金など、乳幼児期から高校生世代まで、こどもの成長段階に応じた支援を充実します。

詳しくは町ホームページをご覧ください。

**\*「子ども・子育て支援推進事業」令和7年度分の請求がある場合は、4月10日(金)までに提出してください。お忘れのないようお願いします。**

### 《こども誰でも通園制度について》

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、保護者の就労要件を問わず時間単位で保育所などを利用できる制度です。

〔対象者〕以下のすべてに該当するお子さんが利用できます。

●町内に在住 ●0歳6か月から満3歳未満まで ●認可保育所などに通っていない

〔利用可能時間〕一人あたり月10時間まで

〔利用料金〕一人1時間あたり300円

\*給食やおやつなどがある場合は、別途料金がかかります。

〔利用方法〕町へ利用申請(電子申請)を行い、利用認定を受けます。利用希望施設への初回面談を受けてから利用開始となります。

\*詳しくは、お問い合わせください。

### 《東京都子育て支援員研修の受講者を募集しています》

〔研修内容〕保育や子育て支援の分野で従事する上で必要な知識や技能等を有する「子育て支援員」の養成研修

〔対象者〕都内に在住または在勤している方で、今後子育て支援員として就業する意欲のある方

2次元コード 

〔募集コース〕地域保育コース

〔開催方法〕オンデマンド(録画視聴)または集合にて実施

〔研修場所〕新宿など

〔申込方法〕4月1日から15日までにオンラインまたは郵送(簡易書留、当日消印有効)にてお申し込みください

〔研修日時など〕6月頃から順次開始。カリキュラムや日程など、研修の詳しい内容については、募集要項またはホームページをご参照ください。

※問い合わせは、東京都福祉局子供・子育て支援部企画課 ☎03-5320-4121

※申し込み、問い合わせは、子ども家庭支援センター・きこりん ☎85-2611

## 《児童扶養手当額および特別児童扶養手当額が、4月分より変更になります》

令和7年全国消費者物価指数の実績値が公表されたことに伴い、令和8年度の児童扶養手当額および特別児童扶養手当額が引き上げられ、次の表のとおりとなります。

児童扶養手当	令和8年3月分まで(改定前)	令和8年4月分から(改定後)
<本体額> 全部支給	46,690円	48,050円
一部支給	46,680円～11,010円	48,040円～11,340円
<第2子以降加算額> 全部支給	11,030円	11,350円
一部支給	11,020円～5,520円	11,340円～5,680円

特別児童扶養手当	令和8年3月分まで(改定前)	令和8年4月分から(改定後)
1級	56,800円	58,450円
2級	37,830円	38,930円

\*年度の途中でも支給に関する要件や時期、支給額などが変更となる場合があります。

## 《キッズ・リトミック》

音楽を聞き、全身で自由に表現するリトミック。親子で楽しくスキンシップ!

〔日時〕 5月14日(木)、6月11日(木)、9月10日(木)、10月8日(木)

午後3時から3時45分

〔会場〕 文化会館1階 多目的ホール 〔講師〕 小峰 博美 先生・梶川 由佳 先生

〔対象〕 町内在住で入会時に生後6か月以上の未就学児と保護者

〔募集人数〕 大人1名と子ども1名のペア8組程度

〔参加費〕 無料 〔申込期限〕 5月1日(金)まで

きこりんからのお知らせ

### 【児童手当の支払いについて】

【4月期支払い】

4月は、児童手当の2月分・3月分の支払い月です。  
4月15日(水)に指定の口座へ振り込みますので、ご確認ください。

### 【心理・発達相談】

〔日時〕

4月7日(火)、10日(金)、21日(火)、24日(金)  
5月8日(金)、19日(火)、22日(金)  
午前10時30分～午後3時30分  
(予約制)

### 【絵本といっしょ】



(毎月平日の第2月曜日)  
お子さんと一緒に絵本や紙芝居を楽しみませんか?  
〔日時〕

- ① 4月13日(月)
- ② 5月11日(月)

午前11時～11時40分

〔会場〕 きこりん

〔内容〕 相談員の読み聞かせ・指遊び・簡単工作作り

18歳未満のお子さんに関することなら、どんなことでも臨床心理士の資格を持つカウンセラーがお話を聞きます。お子さんご自身からの相談もできます。電話相談も行っています。  
誰に話したらいいのか、どこに相談したらいいのか、心配ごとや悩みを抱えている方、まずは一度お電話をください。  
\*常時、相談員による相談も行っています。

※ここまでの申し込み、問い合わせは、子ども家庭支援センター・きこりん

☎ 85-2611

### 各種相談

#### 【人権の上・行政相談】

〔日時〕4月9日(木)

5月14日(木)

午後1時～4時

〔会場〕福祉会館2階会議室

\*相談を希望される方は、直接会場へお越しください。

#### 【離乳食相談会】

保健福祉センターでは、

離乳初期から完了期までの相談会を行っています。ご希望の方は5月1日(金)までにお申し込みください。

〔日時〕5月8日(金) 午後2時～3時

#### 【相続・成年後見相談】

〔司法書士による法律相談〕

〔日時〕5月23日(土)

午後1時～4時

\*申込不要

\*会場は、いずれも福祉会館2階会議室

#### 【保健師・管理栄養士による相談】

健康のこと・育児のこと・栄養のことなどでお悩みはありませんか？

お話をきかせていただき、問題解決に向けて一緒に考えていきます。

ご家庭に訪問させていただいたり、町施設で相談に対応することもできます。まずは、お気軽にお電話ください。

#### 【高次脳機能障害の相談】

高次脳機能障害は、事故や病気をきっかけに起こる脳の障害です。新しいことが覚えにくい。感情のコントロールが難しい。同じミスを繰り返す。家事や仕事を上手に進めることができないといった症状が現れます。これらは、病状が落ち着き家庭に戻ってから表面化します。「もしかしたら高次脳機能障害では？」と不安を感じる本人や家族が

各種相談ほか

より相談をしやすいするために相談日を設けています。相談は電話・面接・家庭訪問にて対応します。来所の際には、事前にお電話ください。



※ここまでの申し込み、問い合わせは、福祉保健課 電話 83-2777

空家・空地の管理  
不動産各種ご相談

奥多摩 komorebi  
木もれび不動産

☎ 0428-85-8834  
✉ info@wave-real.co.jp

### 奥多摩消防少年団の団員募集

奥多摩消防署では消防少年団の団員を募集しています。学年に関係なく、年度の途中からの入団も歓迎です。入団体験もできますので、お気軽

に奥多摩消防署までお問い合わせください。奥多摩消防少年団は、仲間と協力しながら、防災の知識や規律を楽しく学ぶことができます。



東京消防庁

お問い合わせは最寄りの消防署まで  
【東京消防】(検索)



奥多摩消防署  
ホームページ

## 4月15日～30日カレンダー

町内開催の行事・各種相談を掲載。「■」は事前申込が必要、「→📅」は詳細の記事あり。

日・曜日	町民みなさん向けの内容 【☆】 観光施設イベントは町外からも来場可能
15・水	元気アップおきたま (13:30～海沢自治会館) → 2 5📅 ■ウエルカムランチ (11:30～氷川保育園：見学・給食試食) → (2 4📅) 前日📅先着順
16・木	元気アップおきたま (13:30～小丹波コミュニティーセンター) → 2 5📅
17・金	■森林セラピー事業：豪華絢爛の登計トレイル&エコバッグの藍染体験 → (2 3📅)
18・土	
19・日	
20・月	ヘルシー体操 (14:00～文化会館)
21・火	元気アップおきたま (13:30～丹三郎生活館) → 2 5📅 ■心理・発達相談 (10:30～きこりん・徳井臨床心理士) → 1 3📅前日📅 ■高次脳機能障害相談 (9:00～保健福祉センター) → 1 4📅前日📅
22・水	3歳児健診 (13:10～保健福祉センター) → 1 6📅
23・木	
24・金	■心理・発達相談 (10:30～きこりん・鎌田臨床心理士) → 1 3📅前日📅
25・土	■簡単・やさしいお食事作り講習会 (9:30～保健福祉センター) → 2 5📅 4/27📅
26・日	
27・月	ヘルシー体操 (14:00～福祉会館)
28・火	元気アップおきたま (13:30～大丹波会館) → 2 5📅 ■高次脳機能障害相談 (9:00～保健福祉センター) → 1 4📅前日📅
29・水	奥多摩セラピーウォーク開始日 (9:00～奥多摩駅前広場) → 2 2📅
30・木	

### 河村 寿仁 分団長 消防長官表彰 受章

奥多摩町消防団第6分団長の河村寿仁氏が、令和8年3月4日付けで消防庁長官による永年勤続功労章を受章されました。

河村氏は、平成7年4月入団以来三十有余年の消防団活動において、令和3年4月から令和8年3月まで第6分団長の要職を歴任され、長年にわたる消防団活動への貢献が認められたも

### 代表監査委員 松永 健太郎氏 再任

令和4年4月1日から、町の代表監査委員を務められている松永健太郎氏が、令和8年第1回定例町議会において、議会の同意を得て監査委員(任期は4年間)に再任されました。松永健太郎氏(青梅市在住)は、松永会計事務所所長で、東京税理士会青梅支部に所属しています。



▲師岡町長と河村分団長 (右)

のです。

おめでとうございます。



# 5月1日～15日カレンダー

町内開催の行事・各種相談を掲載。「■」は  
事前申込が必要、「→◇」は詳細の記事あり。

日・曜日	町民みなさん向けの内容【☆】 観光施設などイベントは町外からも来場可能
1・金	
2・土	
3・日	
4・月	
5・火	
6・水	奥多摩セラピーウォーク最終日 (9:00～奥多摩駅前広場) → 2 2◇
7・木	ヘルシー体操 (10:00～福祉会館)
8・金	3～4か月児健診 (13:00～保健福祉センター) → 1 6◇ ■離乳食相談会 (14:00～保健センター) → 1 4◇ 5/1 ㄨ ■心理・発達相談 (10:30～きこりん・鎌田臨床心理士) → 1 3◇ 前日 ㄨ ■ウエルカムランチ (11:30～古里保育園：見学・給食試食) → 2 4◇ 前日 ㄨ 先着順
9・土	
10・日	■楽々筋力トレーニング (13:30～福祉会館) → 2 5◇ 定員になり次第 ㄨ
11・月	絵本といっしょ (11:00～きこりん) → 1 3◇ 元気アップおくとま (13:30～棚沢コミュニティセンター) → 2 5◇ ヘルシー体操 (14:00～文化会館)
12・火	■高次脳機能障害相談 (9:00～保健福祉センター) → 1 4◇ 前日 ㄨ
13・水	1・2・4・5歳児歯科健診・歯科相談 (13:20～保健福祉センター) → 1 6◇
14・木	元気アップおくとま (10:00～梅沢コミュニティセンター) → 2 5◇ ■キッズ・リトミック (15:00～文化会館) → 1 3◇ 5/1 ㄨ
15・金	

<5月末までの主なイベント>

- 19日 (火) ■心理・発達相談 (10:30～きこりん・徳井臨床心理士) → 1 3◇ 前日 ㄨ  
元気アップおくとま (13:30～南氷川生活館) → 2 5◇
- 20日 (水) ■森林セラピー事業：【登山】新緑の三窪高原&トウゴクミツバツツジ → 2 3◇ 4/16 ㄨ  
■ウエルカムランチ (11:30～氷川保育園：見学・給食試食) → 2 4◇ 前日 ㄨ 先着順
- 21日 (木) ヘルシー体操 (10:00～文化会館)
- 22日 (金) ■心理・発達相談 (10:30～きこりん・鎌田臨床心理士) → 1 3◇ 前日 ㄨ
- 25日 (月) ヘルシー体操 (14:00～福祉会館)
- 26日 (火) 元気アップおくとま (13:30～境生活館) → 2 5◇
- 27日 (水) 元気アップおくとま (10:00～氷川コミュニティセンター) → 2 5◇
- 29日 (金) 元気アップおくとま (13:30～峰谷生活館) → 2 5◇

## 母子健診日程表

○3歳児健診

〔日程〕 4月22日 (水)  
〔受付〕 午後1時10分～  
1時20分

〔会場〕 保健福祉センター  
\*個別通知が届いた方

○3～4か月健診

〔日程〕 5月8日 (金)  
〔受付〕 午後1時～  
1時10分

〔会場〕 保健福祉センター  
\*個別通知が届いた方

○1・2・4・5歳児歯科健診

〔令和〕 3・4・6・7年  
4月生まれ

〔日程〕 5月13日 (水)  
〔受付〕 午後1時20分～  
1時30分

〔会場〕 保健福祉センター  
○乳幼児歯科相談

…お約束表もしくは電話で  
ご予約された方



## 年金のお知らせ

### ◇国民年金の加入方法

国民年金は、誰もが加入する公的年金制度です。基本的には日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入する義務があります。加入者は、職業などによって次の3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

- ・第1号被保険者：20歳以上60歳未満の自営業、学生、無職の方など。加入手続きは、ご自身で住所地の市区役所・町村役場の窓口で行います。
- ・第2号被保険者：会社員や公務員などの厚生年金保険に加入されている方。加入手続きは、勤務先が行います。
- ・第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者の方。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

会社を退職したときは、第2号被保険者およびその方に扶養されていた第3号被保険者は第1号被保険者への変更手続きが必要となりますので、お早めにお手続きをお願いします。

### ◇国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和8年度の国民年金保険料は、月額17,920円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードやインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合もありますので、保険料は必ず納付期限までに納めましょう。

※問い合わせは、青梅年金事務所 ☎ 30-3410  
住民課 ☎ 83-2182

## ～65歳以上の高齢者のみなさまへ～ 補聴器購入費助成のお知らせ

加齢性難聴がある高齢者のコミュニケーション機会の確保を推進し介護予防につなげるため、補聴器購入費用の一部を助成します。

〔対象者〕

- ①町内に住所を有する満65歳以上の方
- ②障害者総合支援法による補聴器の支給を受けていない方
- ③過去5年以内に、本事業による助成を受けていない方
- ④耳鼻咽喉科を受診し、中等度難聴（聴力が40デシベル以上、70デシベル未満）と診断された方または中程度難聴に当てはまらないが、耳鼻咽喉科の医師から装着が必要と認められた方

〔助成対象および助成額〕

補聴器本体およびその付属品（上限7万円）

**\* 助成金交付決定前に購入した補聴器は、助成の対象外となりますので購入前にご相談ください。詳しくはホームページをご覧ください。**

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777

## 一定の障害のある方は、後期高齢者医療制度に加入できます

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が必ず加入する医療制度ですが、現在、国民健康保険などの医療制度に加入されている65歳から74歳までの方で、障害の状態によっては、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

### 〔対象となる条件〕

65歳以上の方で一定の障害の認定を受けている方

○身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方。または、4級の方でつぎに該当する方。

- ・下肢障害4級1号(両下肢の全ての指を欠くもの)
- ・下肢障害4級3号(1下肢を下腿2分の1以上で欠くもの)
- ・下肢障害4級4号(1下肢の著しい障害)
- ・音声、言語機能障害

○精神障害者手帳1級・2級をお持ちの方。

○愛の手帳1度・2度をお持ちの方。

○国民年金の年金証書で障害年金1級または2級

### 〔自己負担割合と保険料〕

後期高齢者医療制度の被保険者の方が医療機関にかかる際の自己負担割合は、所得に応じて1割、2割または3割となります。

保険料については、今まで加入されていた医療制度(健康保険)と保険料の計算方式が異なるため、保険料額が変わります。

### ◎申請に必要なもの

①障害者手帳(身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳)、  
または年金証書(障害年金1・2級)

②身分証明書

(障害者手帳のない方)

③マイナンバーのわかるもの

(マイナンバーカード、通知カードなど)

④現在お持ちの資格確認書など

※問い合わせは、住民課 ☎83-2190



## マイナンバーカードに関する手続は予約制です

マイナンバーカードに関する手続(申請、受取、電子証明書更新など)は住民課で予約制にて行っています。

### 〔受付時間〕

平日の午前9時から11時まで、午後1時30分から4時まで

\*土曜日、日曜日、祝日は窓口を開設していません。

(夜間または休日窓口開設時を除く)

\*予約をされずに来庁された場合、お手続きができなかったり、  
お待ちいただく場合がありますので、ご注意ください。

\*仕事や学校などで平日日中の来庁が難しい場合は、ご相談ください。

※予約・問い合わせは、住民課 ☎83-2182



## 国民健康保険 加入・脱退などの手続きについて

74歳以下の方で、会社を辞めて職場の健康保険を脱退した方、家族の健康保険の扶養から外れた方、生活保護が廃止された方は、国民健康保険に加入する手続きが必要になります。国民健康保険の加入日は、届け出をした日ではなく、被保険者の資格を得た日までさかのぼって加入します。保険税も加入日の属する月から課せられます。

また、以下に該当する方は、国民健康保険をやめる手続きが必要です。

●職場の健康保険(健康保険組合、共済組合、協会けんぽなど)に加入した方

●家族の健康保険の扶養に入った方 ●転出する方 ●生活保護を受けている方

**国民健康保険をやめる手続きをしなかった場合、保険税が継続して課せられてしまいます。**

届け出については、異動日の14日以内に、手続きに必要な書類を持参のうえ、住民課または子ども家庭支援センター(古里出張所)までお越しください。

	届け出が必要なとき	手続きに必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他の市町村から転入したとき	他の市町村からの転出証明書・身分証明書 マイナンバーがわかるもの
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた日がわかる証明書 身分証明書・マイナンバーがわかるもの
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれた日がわかる証明書 身分証明書・マイナンバーがわかるもの
	子どもが生まれたとき	身分証明書(届け出をされる方)・母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書・身分証明書・マイナンバーがわかるもの
国民健康保険を脱退するとき	他の市町村に転出するとき	国民健康保険資格確認書(資格情報のお知らせ) 身分証明書・マイナンバーがわかるもの
	職場の健康保険に入ったとき	国民健康保険資格確認書(資格情報のお知らせ) 職場の資格確認書もしくは加入者情報のお知らせ
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの) 身分証明書・マイナンバーがわかるもの
	被保険者の方が死亡したとき	国民健康保険資格確認書(資格情報のお知らせ)
その他	生活保護を受けるようになったとき	国民健康保険資格確認書(資格情報のお知らせ) 保護開始決定通知書 身分証明書・マイナンバーがわかるもの
	町のなかで住所が変わったとき(転居)	国民健康保険資格確認書(資格情報のお知らせ)
	世帯主や氏名が変わったとき	身分証明書・マイナンバーがわかるもの
	世帯がわかれたり、いっしょになったとき	

※問い合わせは、住民課 ☎ 83-2190

## 令和8年度固定資産価格の縦覧および固定資産課税台帳の閲覧について

### 「固定資産価格の縦覧」

今年度の土地・家屋の価格をご覧になれます。

この縦覧制度により、期間中に限り納税者の方が所有する土地・家屋の価格と町内の他の土地・家屋の価格を比較することができます。

〔縦覧期間〕 6月1日(月)まで(\*ただし、土・日、祝日の閉庁日を除きます。)

〔縦覧時間〕 午前8時30分～午後5時15分

〔縦覧場所〕 住民課

〔縦覧できる方〕 町内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者

### 「固定資産課税台帳の閲覧」

固定資産課税台帳は、年間を通じて閉庁日を除く毎日、閲覧できます。

〔閲覧場所〕 住民課

〔閲覧できる方と閲覧範囲〕

- ・ 固定資産税の納税義務者本人が所有している固定資産
- ・ 借地・借家人の方
- ・ 借地、借家対象の固定資産

〔縦覧や閲覧の申請に際して必要なもの〕

- ・ 本人の場合…運転免許証など本人確認のできるもの
- ・ 代理人の場合…委任状および代理人の本人確認のできるもの  
(\*同居の家族の方でも、納税者本人以外は代理人の場合と同様となります。)
- ・ 借地・借家人の場合…賃貸借契約書またはその写し、本人確認のできるもの

※問い合わせは、住民課 ☎ 83-2190



## 離婚後の子の養育に関するルールが改正されました（共同親権等）

令和6年5月17日に、父母が離婚した後もこどもの利益を確保することを目的として、民法などの一部改正法が成立しました。

この改正法は、こどもを養育する父母の責務を明確化するとともに、親権（単独親権、共同親権）、養育費、親子交流などに関するルールが見直され、

令和8年4月1日に施行されました。

詳しくは法務省ホームページをご覧ください。



## 獣害報告LINEアプリの活用をお願い

町では、野生動物による農作物の被害、目撃情報などの町への報告方法として、「獣害報告LINEアプリ」を活用しています。このアプリを通して住民のみなさんに報告していただくと町で目撃情報などが確認できるようになっています。住民のみなさんもアプリ内で「今日の状況」、「7日間の状況」を選択すれば報告内容を確認できます。

登録・使用方法などの詳細は、町ホームページに掲載していますのでご確認ください。



また、ホームページが確認できない方は、観光産業課へご連絡ください。

※問い合わせは、観光産業課 ☎ 83-2295

## 農林業等振興事業補助の申請受付について

### 〔対象事業〕

農林水産業や観光業などの設備の近代化や振興に資する研究、調査および指導に関するものが対象になります。

### 〔対象者〕

町内に居住する農林水産業および観光業の経営者など、もしくは新たに経営すると認められる者および団体

### 〔補助金〕

対象となる総事業費に補助率を乗じた額 \* 補助率は書類審査により協議会で決定

〔受付期限〕 5月29日(金) 必着

〔応募方法〕 観光産業課に提出(\* 申請書類があります)

## サルの大規模捕獲について

町ではサル対策として、猟友会にご協力いただき追払いの実施をはじめ、電気柵購入費の補助、追払い用花火の無償配付を行っておりますが、現在の出没状況・農作物被害状況から、追払い中心の対策では限界があるため、令和7年度からサルの大規模捕獲を実施しております。

大規模捕獲は、大型檻を設置して、数か月にわたりサルに餌付けした後、群れごと捕獲する方法となりますので、近隣住民のみなさんのご理解・ご協力が必要不可欠です。

なお、小河内地区では、令和7年12月に38頭、令和8年3月に13頭の計51頭を捕獲しました。また、令和8年3月から新たに氷川地区でも大規模捕獲を実施しています。

今後は、町内各所で大規模捕獲の実施を検討しておりますので、引き続き近隣住民のみなさんのご理解・ご協力をお願いいたします。

## S F T S (重症熱性血小板減少症候群) にご注意ください

S F T Sとは主にマダニに刺されることで感染し、発熱や倦怠感、嘔吐、下痢などの症状が現れ、重症化した場合は、命に関わることもある危険な感染症です。

### 【感染予防のポイント】

#### 〔屋外活動時の注意〕

- ・草むらや藪に入る際は、長袖・長ズボンを着用し肌の露出を避ける
- ・虫よけスプレーを使用し、ダニを寄せ付けないようにする
- ・明るい色の服を選び、ダニを見つけやすくする

#### 〔屋外活動後のチェック〕

- ・帰宅後はすぐに入浴し、体や衣服にダニが付着していないか確認する
- ・ペットもダニが付いていないか確認する

町では、自然が豊かで野生動物も多く生息し、森林や草むらも身近にあるため、マダニ対策を忘れずに行いましょう。



▲マダニ

## 奥多摩ふれあい広場フェスティバル 2026 奥多摩セラピーウォーク

今年度もJR東日本で開催される「駅からハイキング&ウォーキングイベント」と連携し、「奥多摩セラピーウォーク」を開催します。天候に左右されず多くの方にご参加いただけるよう8日間開催します。新緑を楽しみながらゴールとなる奥多摩湖を目指してください。みんなのご参加をお待ちしています。

〔日 時〕 4月29日(水・祝)から5月6日(水・祝)までの8日間

〔受付時間〕 午前9時00分から正午まで

〔受付場所〕 奥多摩駅前広場

〔コース〕 奥多摩駅～むかし道～奥多摩湖(約10km・4時間のコース)  
(ポイントを3か所設定しデジタルスタンプラリーを実施します。)  
奥多摩湖から奥多摩駅を目指すコースでの参加も可能です。

〔参加費〕 無料

\* 奥多摩むかし道内に設定したデジタルスタンプラリーを集め、各日午後5時までに観光案内所で提示していただくと、完歩賞と賞品をプレゼントします。

## 奥多摩町地域応援券事業実施についてのお知らせ

町では、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して、「奥多摩町地域応援券事業」を実施します。地域応援券の交付対象者は、4月1日時点で奥多摩町に住民登録がある方となります。

【地域応援券の概要】

- ・利用期間：6月1日(月)～10月31日(土)
- ・有効期限を過ぎた応援券は無効となり利用できません。
- ・発行額面：交付対象者1人につき15,000円(無償で配布します)  
(1枚500円で1冊30枚綴り、うち10枚は飲食店専用券)
- ・応援券の配布は、5月中旬頃から、順次発送する予定です。詳しくは町ホームページをご確認ください。

### 《地域応援券取り扱い加盟店募集のお知らせ》

町では、物価高騰の影響を受けた町民および町内事業者を支援し、町民の負担軽減と地域経済の好循環を図るため、地域応援券を配付します。


これに伴い、町内で地域応援券を利用できる加盟店を募集します。加盟店に登録を希望する事業所の方は町ホームページまたは青梅商工会議所ホームページからチラシをダウンロードしていただき、加盟店登録申込書に必要事項をご記入のうえ、ご登録をお願いいたします。

〔申込締切日〕 4月24日(金)

- \* 締切日以降にも加盟店への登録申込を受付いたしますが、加盟店一覧などに事業所情報が掲載されない場合がありますので、予めご了承ください。
- \* 詳しくは町ホームページまたは、青梅商工会議所ホームページをご確認ください。

※申し込み、問い合わせは、観光産業課 ☎83-2295

## 森林セラピー健康づくり事業 ～町民対象～

ツアー名	日程	参加費	定員	申込フォーム
①新緑の三窪高原& トウゴクミツバツツジ	5月20日(水) 9:00～16:40	500円	21名 (先着順)	

\*申し込み先などが、一般財団法人おくたま地域振興財団に変更になります

### 〔申込期間・時間〕

①4月9日(木)午前8時30分～16日(木)午後5時15分

### 〔申し込み方法〕

電話または上記申込フォームから申し込みください。

\*職員不在時は対応ができない場合があるため、申込フォームのご利用をお勧めします。

\*申し込みは、原則ひと月に1ツアーのみとなっておりますのでご了承ください。

### 〔その他〕

①山道を登りますので、歩きやすい靴でお越しください。

\*実施日の14日前に申込人数が7名未満の場合、そのコースは中止となります。

※申し込み、問い合わせは、一般財団法人おくたま地域振興財団 ☎ 83-8855



## 西多摩くらしの相談センターからお知らせ

### ◆奥多摩町くらしとしごとの相談会(無料)◆

経済的な問題で生活に困っている。働きたいのに長く失業している。働いた経験がない。家族の引きこもりやニートで悩んでいる。家計のやりくりが苦手。子どもの学習で悩んでいる。こんな悩みを抱える方のために相談会を行っています。専門スタッフが相談内容に応じて個別に支援します。

〔日 時〕 毎週火曜日(年末年始・祝日を除く) 午後1時30分～2時30分

〔会 場〕 福社会館 2階会議室・・・毎月第1・3・5火曜日  
文化会館 1階会議室(1階)・・・毎月第2・4火曜日

〔対 象〕 町内在住の方

### ◆学びの広場 ホットスペースちえの輪(無料)◆

宿題の解き方を教え合ったり、時には仲間とイベント(季節の行事など)を楽しみながら、ホットとできる居場所で一緒に学ぶことができます。随時、見学・体験参加を受け付けています。お気軽にお越しください。

〔日 時〕 毎週火曜日(年末年始・祝日を除く) 午後3時～5時

〔会 場〕 氷川小学校 1階応接室  
古里小学校 プール棟2階会議室

\*両会場をオンラインで繋がります。

〔対 象〕 町内在住の原則、小学生～中学生(中学校卒業～18歳の場合はご相談ください)。

※申込み・問い合わせは、西多摩くらしの相談センター ☎ 25-3501

ホームページ <http://kurashinosoudan.net/>



「食育ひろば」その215♪

## 子どものおやつに 海苔じゃこおにぎり

材料(小さいおにぎり 10個分)

- ・ しらす 50g
- ・ ごま油 10g(小さじ2と1/2)
- ・ しょうゆ 18g(大さじ1)
- ・ 砂糖 9g(大さじ1)
- ・ 青のり 1.5g(大さじ1/2)
- ・ ご飯 360g



【作り方】

1. フライパンにごま油をひき、中火でしらすを炒める。
2. しょうゆ、砂糖を入れ、汁気がなくなるまで炒める。
3. 火を止め、青のりを混ぜる。
4. ご飯に【3.】の海苔じゃこを混ぜ、おにぎりにする。

【1個分の栄養価】

エネルギー 84kcal たんぱく質 3.1g

脂質 1.3g 炭水化物 14.6g 食塩相当量 0.6g

## ★食育コラム★

～子どものころから、食生活を大切にしましょう～

子どものころから、健康的な食生活を実施する力や食事を楽しむ態度を育むことは重要です。また4月は新学期や入学など、新しい生活がはじまる時期でもあります。

毎日3食決まった時間に食べる、食事のマナーを学ぶ、食材に興味をもつ体験をするなど、様々な経験をして食生活を大切にすることを身に付けましょう。

## ウエルカムランチ

～保育園児の日頃の様子を見学・保育園の給食を体験してみませんか?～

日	時	会場	対象	人数	参加費
5月8日(金)	午前11時20分集合 午後1時頃終了	古里保育園	原則50歳以上	2～3名 (先着順)	1人400円
5月20日(水)		氷川保育園			

\*園児が健やかに過ごすため、参加時に保育園職員から指示があった際はご協力ください。

## 救急医療情報キットを支給しています

町では、町内在住の65歳以上の方で、一人暮らしの方、高齢者のみでお住まいの方を対象に、救急時に必要な医療情報をあらかじめ保管しておくことができる「救急医療情報キット」を無償で支給しています。

この「救急医療情報キット」は、あらかじめ所定の用紙に、住所、氏名、年齢の他、既往歴、かかりつけ医療機関、緊急連絡先などを記入し、所定の保管場所(冷蔵庫)に常備して、万一の救急時の適切な医療活動を支援するためのものです。

ご希望の方は福祉保健課にお問い合わせの上、申請書を提出してください。

※このページの申し込み・予約、問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777

**【楽々筋力トレーニング】**

〔日 時〕

4月12日(日)、5月10日(日)

午後1時30分～3時

〔会 場〕 福社会館2階 機能訓練室

〔持ち物〕 上履き、タオル、水分補給用の飲み物

**【簡単！やさしいお食事づくり講習会】**

〔日 時〕

4月25日(土)

午前9時30分～午後2時30分

〔会 場〕 保健福祉センター 栄養指導室

〔持ち物〕 参加費200円、エプロン、  
三角巾、手拭き用タオル**【両事業対象者】**

身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・愛の手帳などをお持ちの方もしくは同等の障害があると判断される方で、会場にいらっしゃることができる方。

\*参加申し込み後に、お身体の状況を教えていただき、この講習会について事前に説明をさせていただきます。

\*付き添いの方のご参加についてはご相談ください。

**「元気アップおくとま事業」**

「元気アップおくとま事業」では、各地区に保健・運動・栄養・歯科の専門家が向かって町民みなさんがいつまでも元気で生活を送れるようにサポートするためのプログラムを楽しく実施します。みなさんの「元気アップ」のための情報が得られるよい機会ですので、お誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。

〔日時・会場・内容〕 カレンダー参照

\*プログラムは各月で異なります。

**【筋力向上トレーニング講習会】**

〔日時・会場〕 参加希望者と調整(2時間程度)

〔参加資格〕 町内在住・在勤の40歳以上の方

〔持ち物〕 動きやすい服装、運動用上履き、  
タオル、飲み物(水分補給用)

この講習会を受講し、受講者を含むグループ登録をすることで、福社会館の機能訓練室を利用することができます。

参加希望者と日程調整を行い、随時開催しています。再受講の希望も受け付けます。

お気軽にお電話でお問い合わせください。

**心身障害者福祉手当などの支払について**

20歳以上65歳未満で、心身に次のいずれかの程度の障害を有する手帳の交付を受けた方が対象です。

- (1) 身体障害者手帳で1級から4級の交付を受けている方
- (2) 愛の手帳で1度から4度の交付を受けている方
- (3) 脳性マヒまたは進行性筋萎縮性を有する方



〔都制度〕 月額1万5,500円(身体障害者手帳1・2級および愛の手帳1～3度の方など)

〔町制度〕 月額1万600円(身体障害者手帳3級および愛の手帳4度の方)

〔町制度〕 月額6,400円(身体障害者手帳4級の方)\*ただし、所得制限があります。

・精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている方

町制度 月額 5,000円

\*令和7年12月～令和8年3月分を4月15日(水)に指定の口座へ振り込みます。

※このページの申し込み・予約、問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777

## 国民健康保険・後期高齢者医療制度の健康診査の実施について

町では、国民健康保険被保険者で40歳以上の方、後期高齢者医療保険被保険者の方、若年層(18歳から39歳)の方向けに、健康診査を無料で実施します。

ご自身の健康状態を把握し、生活習慣病などの予防や改善のために、受診しましょう。

〔対象者〕

- 国民健康保険被保険者で40歳以上の方
- 後期高齢者医療保険被保険者の方
- 若年層(令和8年4月1日時点で、18歳から39歳の方。加入の健康保険は問いません。)

\*長期入院中の方や施設に入所されている方は対象外です。

\*若年層の方で受診を希望される方は、受診券を発行しますので、

福祉保健課 ☎83-2777へご連絡ください。

【各健診共通事項】(個別健診)

〔実施期間〕6月1日(月)～10月31日(土)(若年層健康診査は、3月31日まで実施します。)

〔実施場所〕町内医療機関(奥多摩病院、双葉会診療所、古里診療所)、町外契約医療機関

〔実施内容〕問診、視診、聴打診、身体測定、血圧測定、尿検査(糖、蛋白)、

循環器検査(HDLコレステロール、LDLコレステロール、中性脂肪)、

肝機能検査(GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP)、血糖検査(空腹時血糖、

ヘモグロビンA1c)

\*医師が必要とする方に対しては、血清クレアチニン検査、貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)、心電図検査を実施

〔費用〕無料

【留意事項】

\*受診をされる際は、必ず事前に医療機関にご予約ください。

\*期間終了間際になりますと、医療機関の混雑が予想されますので、早めの受診をお勧めします。

\*町の国民健康保険以外の健康保険に加入している40歳以上の方の健康診査については、ご加入の健康保険組合かお勤め先にお問い合わせ下さい。

【集団健診について】

個別健診を期間内に受けられない方に、今年度も集団健診を実施する予定です。

詳細は、広報おくたまにてお知らせします。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777

## 地域ささえあいボランティア事業

ささボラ(地域ささえあいボランティア)事業は、高齢者、障害者などで外出することが困難な方へ、医療機関の送り迎えや買い物を援助する有償ボランティア事業です。ささボラをご利用したい方(利用会員)、ささボラにご協力していただける方(協力会員)は、事前に登録が必要になります。

事業について詳しく知りたい方、登録をされたい方は、地域ささえあいボランティアセンター(社会福祉協議会)までご連絡ください。

※地域ささえあいボランティアセンター ☎83-3855

## 高齢者緊急通報システム協力員活動報償費の支払いについて

日頃、高齢者緊急通報システムの協力員として活動されている方に対し、令和7年度分(令和7年4月から令和8年3月分)の活動報償費を支払います。

〔金額〕担当されている利用者1名につき月額500円(年度満額6,000円)

※年度途中で協力員となられた方には、担当されている緊急通報システム利用者が機器を設置した月の分より支払います。

※年度途中で機器を撤去された利用者の協力員には、撤去された月の分まで支払います。

**4月27日(月)に協力員の指定口座へ振り込みます。**

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777

## 国民健康保険・後期高齢者医療制度の健康診査の予約受付

奥多摩病院では、国民健康保険・後期高齢者医療制度の健康診査の予約を開始します。

町より受診券が届くのは5月中旬ですが対象の方は予約が取れますので平日の午後1時から4時30分までの間にお電話または病院受付でご予約ください。

健診の詳細内容は26ページをご覧ください。

※予約・問い合わせは、奥多摩病院 ☎ 83-2145

4月の休日・全夜間 担当医療機関(救急患者に限ります)

### 奥多摩病院

〈診療時間〉

●平日外来(月~金) 午前9時~・【受付時間】午前8時~11時30分

○午後診療(月・水・木・金曜日) 午後2時30分~3時30分

※前日までに要予約

○小児予防接種(同上) 午後3時30分~4時30分

※予約希望日の1週間前までに要予約

【予約受付】平日の午後1時~4時30分・電話または窓口

〈峰谷診療所〉○火曜日 午後2時~ ○金曜日 午後2時~

〈日原診療所〉○木曜日 午後2時~

◆受付時間外の診療も事前に電話連絡をお願いします。

☎ 83-2145

奥多摩病院ホームページ

<https://www.town.okutama.tokyo.jp/1/okutamabyoin/index.html>

■禁煙外来(予約制): 禁煙をご希望の方は、ご利用ください。

■認知症外来(予約制): 認知症をご心配の方は、ご利用ください。

■面会(予約制): 事前にご予約ください。

### 奥多摩病院診療体制等について

奥多摩病院では、**整形外科を含む全ての診察を総合診療科にて行っています。**

総合診療科とは、「身近にあって、何でも相談にのってくれる総合的な医療」のことで「軽いめまいがするけど、貧血か、更年期なのか」「突然熱が出たけど、何が原因かわからない」「転んで足腰が痛い」などの日常的にある、あらゆる健康問題に対応します。

整形外科の診療内容でも対応しておりますので安心して総合診療科にて受診してください。

**\*マイナ保険証、もしくは資格確認証をお持ちください。**

### 【東京じごとセンター多摩】

雇用・就業を支援するための様々な就業支援セミナーなど実施しています。

詳細はホームページ  
(<https://www.tokyosinigoto.jp/tama/>)  
をご覧ください。

(2次元コード参照)



「寄付ありがとうございました  
ございました」

葬祭費の一部を福祉のために

5万円 原島 信幸 様

5万円 村木 正則 様  
(青梅市)

5万円 和貴 様  
(海 沢)

10万円 新島 和貴 様  
(小丹波)

10万円 新島 和貴 様



奥多摩病院からの

お知らせ

## 奥多摩消防署からのお知らせ

### 【STOP!住宅火災】

空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期です。ご家庭の防火対策について、もう一度確認し、火の取り扱いや消し忘れに十分注意して、火災予防に努めましょう。

ご家庭の住宅用火災警報器は正常に作動しますか？

「いざ」という時にきちんと作動するように、日頃から作動確認を行いましょう。

また、万が一、火災が発生したときのためにご自宅に消火器を備えましょう。火災が発生した際に消火器を使用した場合、約7割が被害軽減につながっています。

\*東京消防庁管内の令和8年1月中の住宅火災件数は242件で、過去10年間で最も住宅火災が多かった昨年の1月(209件)と比較して33件も増加しています。

\*昨年、東京消防庁管内での住宅火災による死者(75人)のうち、8割以上(60人)が65歳以上でした。

\*住宅火災の原因は、「たばこ」、「ストーブ」が上位を占めています。たばこによる火災では、たばこの火が落下し布団やごみくずから出火するケースが多く、ストーブの火災では可燃物が接触し出火しているケースが多くなっています。たばこやストーブの消し忘れに注意し、燃えやすい物を近くに置かないようにしましょう。



## 住宅防火10の心得

1 調理中は、**こんろ**から離れないようにしましょう。



6 コンセントの掃除を心掛けましょう。



2 **寝たばこ**は、絶対にやめましょう。



7 **住宅用火災警報器**を全ての居室・台所・階段に設置し、定期的な作動確認をしましょう。



3 **ストーブ**の周りに、物を置かないようにしましょう。



8 寝具類やエプロン・カーテンなどは、**防災品**にしましょう。



4 家の周りを整理整頓しましょう。



9 万が一に備え、消火器を設置し使い方を覚えましょう。



5 ライターやマッチを子供の手の届く場所に置かないようにしましょう。



10 ご近所同士で声をかけあい火の用心に心掛けましょう。



## ～青梅署管内の特殊詐欺被害～

2月末現在、管内の特殊詐欺被害認知件数は5件で、被害総額は、1,400万円です。そのうち3件は、還付金詐欺被害でした。

### 《タンス預金に注意》

「金融機関が遠いから」、「何かあったときすぐ使えるように」このような理由でタンス預金をしていませんか？タンス預金には様々な危険性があります。

### 《特殊詐欺》

詐欺犯人は、警察に捕まらないように、とにかく急いで金銭を奪い取ろうとします。みなさんに「今日中に手続きしなければいけない」「今すぐにお金が必要」と急がせるような言い回しをして、お金を準備させようとしています。

日頃から特殊詐欺に遭わないよう気をつけている人でも、焦って騙されてしまうこともあります。そんな時、タンス預金があるとすぐに犯人の手にお金が渡ってしまうのです。

### 《強盗・窃盗》

詐欺被害に遭わずにすんだとしても、犯人グループが「自宅に現金を保管している」ということを知ってしまったら、空き巣や忍び込み(家人が就寝中に犯人が自宅へ侵入し、窃盗を行うこと)、さらには強盗事件に発展するおそれがあります。

ご年齢や身体状況など、各家庭様々な事情があるとは思いますが、タンス預金は犯罪被害に遭う可能性が高いことを知り、今一度保管方法について考えてみましょう。

※問い合わせは、青梅警察署 防犯係 ☎ 22-0110(内線2162)

## 東京都八王子都税事務所からのお知らせ

### ①インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ

東京都主税局では、インターネット公売(動産、自動車、不動産など)を実施します。

【公売申込期間】4月14日(火)午後1時～27日(月)午後11時

【せり売り期間(動産、自動車)】5月11日(月)午後1時～13日(水)午後11時

【入札期間(不動産など)】5月11日(月)午後1時～18日(月)午後1時

詳細は、東京都主税局ホームページまたは下記へお問い合わせください。

※問い合わせは、主税局徴収部機動整理課公売班 ☎ 03-5388-3027

### ②メールマガジンのご案内 ～東京都「公売情報」お知らせメール～

東京都では、公売情報に関するメールマガジンを発行しています。公売の実施情報などを、パソコン・スマートフォンなどに向けてタイムリーに発信していますので、是非ご登録ください(登録無料)。詳細は、主税局ホームページまたは下記へお問い合わせください。

※問い合わせは、主税局徴収部徴収指導課徴収指導班 ☎ 03-5388-3024

### ③東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税(家屋)を減免します

減免の対象と額は以下のとおりです。

〔減免の対象〕一定の要件を満たす新築の東京ゼロエミ住宅

〔減免割合〕住宅に係る不動産取得税を最大で10割

減免を受けるには申請が必要です。詳細は、東京都主税局ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

※問い合わせは、八王子都税事務所 ☎ 042-644-1111

観光施設・行事などのお知らせ

【森林セラピーツアー】

詳細



毎月第1日曜日&第3木曜日  
はフォレスト・フォーレスト 奥多摩森林セラピスタ  
ンダードプラン (FOREST for Rest)

- ① 季節のロードめぐり
- 〔百尋の滝探勝路〕
- 〔日程〕 5月13日 (水)
- ② 春の森林ヨガ
- 〔新緑の森で心身ともにリフレッシュ〕
- 〔日程〕 5月16日 (土)

【登山・観光ツアー】

- ① 登山 御前山
- 〔日程〕 4月25日 (土)

【親子ツアー】

- ① 親子 森林セラピー 苔玉づくり
- 〔ルーパーを使って苔ウォッチング〕
- 〔日程〕 5月5日 (火・祝)

★「町民割引価格」あり！  
\*各ツアーとも参加費用が

発生します。

※問い合わせは、一般財団法人  
おくたま地域振興財団

☎ 83-8855

FAX 83-8856

ホームページ

(<http://okutama-therapy.com/>)

【奥多摩都民の森 体験教室】

詳細



- ① 日帰り御前山
- 春・第1回 (日帰り)
- 〔日程〕 5月17日 (日)

対象者：中学生以上

- ② 集まれ山ガール・第2回
- 山での食事・行動食 (大岳山)
- 〔日程〕 5月30日 (土)

対象者：中学生以上

- ① 泊2日
- 〔日程〕 5月30日 (土) ~ 31日 (日)

対象者：中学生以上 (女性)

〔申込〕官製はがき、FAX、  
Eメールで

FAX 83-3633

E-mail: oku-mori@

FAX 83-3633

axel.ocn.ne.jp

※問い合わせは、奥多摩都  
民の森管理事務所

☎ 83-3631

【山のふるさと村】

詳細



- ① 三施設合同企画 春の奥多摩
- がつつり山歩き 鶴峠 & 日の出山 (1泊2日)
- 〔日程〕 5月13日 (水) ~ 14日 (木)
- ② 山のふるさと村「四季の写真コンクール」
- 四季の動植物・イベントなどの写真を募集します。
- 最優秀者には豪華景品を贈呈します。

〔撮影場所〕山のふるさと村園内

〔撮影期間〕4月1日 (水) ~ 令和9年3月10日 (水)

\*詳細は山のふるさと村ホームページをご覧ください。

town.okutama.tokyo.jp

E-mail: yamahuru@

FAX 86-2556

FAX 86-2553

E-mail: yamahuru@

○特産品募集

(農林産物など)

山のふるさと村ではこの4月から奥多摩町の特産品 (農林産物など) の販売にあたり野菜などを提供していただける方を募集します。

畑で育てた野菜などを山のふるさと村に提供 (有償) していただけませんか。提供 (有償) していただける方は、山のふるさと村までご連絡ください。

※問い合わせは、

山のふるさと村管理事務所

☎ 86-2556

FAX 86-2553

E-mail: yamahuru@

town.okutama.tokyo.jp



～2月のふるさと納税額のお知らせ～ つぎのとおり、ご寄付をいただきました。ありがとうございました。

目的	件数	金額
奥多摩の豊かな自然を活かした観光などの施設や自然環境の維持整備などのため	1件	14,000円
奥多摩のこどもたちへの教育や伝統文化の奨励などのため	—	—
少子高齢化が進む奥多摩の福祉のため	—	—
財政運営資金の一端 (一般寄付) として	5件	240,000円
合計	6件	254,000円